

日本社会心理学会投稿規程

第1条（目的と範囲）

社会心理学研究（以下、本誌）は日本社会心理学会が発行するオープンアクセスジャーナルであり、年3回オンライン及び冊子体で発行している。本誌は、社会心理学に関する理論的・実証的研究を広く対象とし、学術的知見の発展と共有を目的とする。

第2条（資格）

本会の正会員及び名誉会員は論文を日本語または英文で本誌に投稿することができる。準会員及び法人会員は含まない。連名者は会員である必要はないが、個人とする。

第3条（対象論文）

投稿される論文は未公開のものに限られ、定期刊行物（学術雑誌、商業雑誌、大学・研究所紀要等）や単行本として既刊、あるいは、これらに投稿中の論文は本誌に投稿できない。ただし、学会発表抄録や科学研究費等の研究報告書はその限りではない。

第4条（投稿方法）

投稿を希望する者は、次条以下の諸規程にそって作成した原稿を、インターネット(Web)によりPDFファイルで投稿する。

第5条（データの保存）

本誌に掲載された論文の著者は、論文中の記述を再現することができる電子データファイルを雑誌の刊行日から5年間保存しなければならない。

第6条（記載要領）

1. 原稿は、日本語の場合、A4用紙横40字、縦30行で作成する。
2. 最初のページは表紙とし、投稿論文のジャンル（原著論文、資料論文、モノグラフの別）を明記した上で、論文題目、要約及びキーワード（5語以内）を日本語と英語で記載する。
3. 和文要約は400字、英文要約は100～175語程度とする。要約は改行を入れない。本文は2ページ目から始め、次いで引用文献・脚注・図・表等をおく。英文の場合は、A4用紙に本文を1行おきに作成する。
4. 論文のジャンルは、原著論文（Article）、資料論文（Report）、モノグラフ（Monograph）に分け、それぞれ次の通りとする。
 - （1）原著論文：社会心理学における理論的・実証的・方法論的研究、基礎・応用研究、定量的・定性的研究に貢献する未公開の論文。刷り上がりは、原則として本

誌 10 ページ以内（日本文の場合、図表を含め本条第 1 項に定めた原稿書式で 20 枚に相当）。

(2) 資料論文：過去の研究成果に対する追加・吟味、新事実の発見、興味ある観察・事例報告、または装置や方法に関する未公刊の資料的価値のある論文。刷り上がりは、原則として 7 ページ以内（日本文の場合、図表を含め本条第 1 項に定めた原稿書式で 14 枚に相当）。

(3) モノグラフ：ひとつの主題について、あるいは当該領域の研究に関して、多面的かつ詳細に検討した論文（展望論文を含む）。刷り上がりは、原則として 20～40 ページ以内（日本文の場合、図表を含め本条第 1 項に定めた原稿書式で 40～80 枚に相当）。

5. 前項の規程において、英文の場合は、本誌 1 ページを約 700 語に相当するものとして計算する。

6. 編集委員会が必要と認めた場合には、若干の規定ページ数の超過を認めることがある。この超過分にかかる費用は本会の負担とする。

7. 字句・叙述は明確に、常用漢字、現代かなづかい、算用数字を用いる。

8. 図表の使用は必要最小限にとどめ、本文との重複をさける。図表は大きいもので原稿 1 ページ（本誌 1/2 ページ）、小さいもので原稿 1/2 ページ（本誌 1/4 ページ）相当とする。図版、写真版の原稿は、掲載サイズ（長さ）の 1.5 倍の完全原稿を提出する。とくに費用を要するものは著者の負担とする。

9. 編集委員会が必要と認めた場合に限り、特定のページにカラー印刷を施すことができる。なお、この場合の費用は著者から徴収しない。

10. 英文要約については、英語を母国語とする者の校閲を経ることとする。

11. 注は原則として脚注とし、通し番号をつける。謝辞、学会発表抄録、科学研究費等の助成金に関する脚注は、題目につける。投稿時と掲載時とで所属が異なる場合には、その人名につける。また、責任著者の連絡先メールアドレスを脚注として、人名につけることができる。題目及び人名への脚注は原稿には記載せず、投稿ページの指定された箇所へ記述する。

その他、表記の詳細については日本心理学会「執筆・投稿の手びき（2022 年版）」にしたがう。

第 7 条（著者の負担）

論文掲載料（APC）及び投稿料は無料とする。また、ページ超過に伴う費用及びカラー印刷に伴う費用についても本会の負担とし、著者に請求しない。別刷は 30 部までは本会にて負担し無料で提供するが、それを超える場合は著者負担とする。

第 8 条（投稿論文の選考）

投稿された論文は、本会審査規程に則って編集委員会が審査の上、採否を決定する。また編集委員会は、内容及び形式の双方について改稿または再提出を求めることがある。

第9条（校正）

校正は初校のみ著者校正とする。

第10条（照会先）

投稿した原稿についての問い合わせは編集事務局に行い、本会事務局には行わないこととする。

第11条（著作権、オープンアクセス）

1. 本誌に掲載された論文の著作権は、本会著作権規程に則って、本会に帰属する。
2. 本誌はオープンアクセスジャーナルとして、2025年10月1日より、クリエイティブ・コモンズ（CC）ライセンスの適用を開始した。本ライセンスの条件に基づき、この日以降に投稿を受け付けた本誌掲載論文は、無償かつ本会や著者の承諾を得ることなく、使用、再利用が可能である。
3. 著者は、著作権譲渡承諾書を介して、自身の論文の著作権を日本社会心理学会に譲渡する必要がある。2025年10月1日以降に受け付けた論文より、著作権を譲渡する際に次のクリエイティブ・コモンズ・ライセンスのいずれかを選択して申し出る。本会は、著者の申し出たライセンスに基づいて論文を刊行する。
 - (1) CC BY 4.0 (Attribution 4.0 International) : このライセンスは、適切なクレジットを表示する限りにおいて、営利/非営利を問わず論文の共有、翻案等の利用を許可するものである。
 - (2) CC BY-NC-ND 4.0 (Attribution-NonCommercialNoDerivatives 4.0 International) : このライセンスでは、適切なクレジットを表示し、かつ非営利目的に限り、また論文を改変しない限りにおいて、論文の共有等の利用を許可するものである。
4. 2025年9月30日以前に投稿された論文の再利用には本会の承諾が必要であり、承諾手続きの詳細については学会事務局まで問い合わせること。
5. 助成機関によっては、助成を受けた論文を特定のクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの下で公開することを要求していることがある。関連する助成機関への確認は、投稿する前に著者自身によって行われる必要がある。

第12条（セルフアーカイブ方針）

著者は、セルフアーカイブ（グリーンオープンアクセス）として、本会への届け出のうえで、本誌に掲載される自身の論文の著者最終稿を機関リポジトリ等の公的な情報基盤から公

開することができる。本誌は、発行と同時に機関リポジトリ等から著者最終稿を公開することを著者に対して許容する。

附則

- 一. この規程の変更は、編集委員会の議決を経て、理事会が承認することによって行われる。
- 二. この規程は 2004 年 7 月 17 日から施行される。
- 三. 2018 年の一括改訂に伴い、2004 年度第 1 回編集委員会、2005 年度第 2 回編集委員会、2009 年度第 2 回編集委員会、2010 年度第 1 回編集委員会の一部改正を削除。
- 四. 日本心理学会「執筆・投稿の手びき（2022 年版）」については、日本心理学会のウェブサイト参照のこと。
- 五. この規程は 2018 年 8 月 27 日から施行される。
- 六. 本学会の執筆要項（2022 年度版）の廃止と日本心理学会の「執筆・投稿の手びき（2022 年版）」の採用に伴う新規程を 2023 年 9 月 6 日から施行する。
- 七. この規程は 2025 年 10 月 1 日から施行される。